

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース4月号 (No.137)

2015年4月24日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん いかがおすごしですか。

2015年度が始まりました。新制度がスタートし、各地で様々なことが起こっているのではないのでしょうか。書類作成や手続き、日々の運営で手いっぱい…という状況に追い込まれてしまいそうですが、少し立ち止まって、まわりを見つめる努力が必要です。新しい課題や問題は次々と出てくるのが予想されますが、何のために保育園があるのか、何を大事に保育をしたいのか、見つめ直しながら、課題・問題に向き合っていくしかありません。総会や、今後のセミナーで、交流し合い一緒に考えあっていきましょう。

第18回総会

総会とあわせて学習会開催！

第18回経営懇総会を、6月7～8日に東京で開催します。昨年度に引き続き、総会とあわせて学習会を予定しています。ぜひ、会員外の方もお誘いいただき、ご参加ください。

<第18回総会概要>

- とき 2015年6月7日(日)～8日(月)
 - ところ 7日:TKP市ヶ谷/8日:エデュカス東京
(JR市ヶ谷駅・四谷駅周辺)
 - 日程
- | | | | |
|----|--------------------|----|-----------------------|
| 7日 | | | 13:30～17:30
学習会① |
| 8日 | 9:30～11:30
学習会② | 休憩 | 12:30～16:00
第18回総会 |

●内容

学習会①

公定価格と民間保育園の運営—新制度施行後の現状と改善の課題/講師:村山祐一(元帝京大学)、逆井直紀(保育研究所)

学習会②

社会福祉法人「改革」問題をどうみるか—社会福祉法人の役割と今後の課題/講師:石倉康次(立命館大学)

●参加費(資料代含む)※当日、お支払ください。

会員園 1000円 / 会員外 3000円

●申込み

同封の案内書に記入の上、FAXにてお申込み下さい。

新制度施行！

各地の状況は…！？

4月から、新制度が始まっていますが、みなさんの自治体ではどのような状況でしょうか。経営懇では、4月20日に開催した役員会で、それぞれの自治体の状況を出しあい交流しました。各地の状況から、特徴的な課題等をまとめました。

◆委託費

・支払いを1ヶ月遅れにした自治体がありました。委託費も給付費も児童数で計算できるので、なぜ1ヶ月遅れになるのか、理由がわかりません。一方で、3か月概算で前払い(4～6月分を4月に支給)するのは旭川市です(新制度以前からこのような支給のサイクルだった)。

・4月に支給された委託費の額には、昨年度の運営費の遡及分も含まれています。額が増えたようにみえても年間のトータルで考える必要があります。

◆保育時間の問題～延長保育・認定時間

・延長保育事業の詳細がまだわからないという自治体もありました。

・保育時間が標準時間・短時間と区分された事で、延長保育の対象時間帯が増えたり、その管理が大変という声が出ていました。また、延長保育料の設定に悩む声もありました。

・FAQによれば、経過措置として昨年度からの在園児は標準時間認定とし、今年度から入園する在園児の下の子の場合も標準時間認定としてもかまわない、

とされていますが、旭川市ではそういった対応がされませんでした。亀岡市では、市の判断として、昨年度からの在園児でも、短時間認定になっています。また、吹田市では、2016年度は短時間認定の場合は幼稚園・認定こども園に入ってもらおうと

いっているようです。

- ・短時間と標準時間の認定が導入されたことにより、混乱が広がりそうです。「経過措置で、今は標準時間認定が多いが、地域的には短時間認定が多くなりそう」「短時間認定で延長保育料を払う方が標準時間認定の保育料を払うより安いのかどうか？」と保護者が悩んでいる」など細かい問題がさらに多く出てきそうです。そもそも、そこまでして短時間認定と標準時間認定を分けることに意味があるのでしょうか。

◆運営規定、重要事項説明書～

- ・重要事項説明書の内容や取扱いも自治体によって違いが出ています。入園のしおりに必要事項を書き込む程度でいい(名古屋市)、保育所の場合は同意書は不要(吹田市)、という自治体がある一方で、3月末までに同意書の提出を求めた自治体もありました。

- ・大阪市では、大阪市の保育を充実させる会が、市長あてに、重要事項説明書の内容について要望書を提出しました。

- ・「保育料滞納がある場合は保育所を退所させる」とした重要事項説明書を示した自治体もあります。この問題については参議院内閣委員会で、日本共産党・田村智子議員が質問し、「保育料の滞納を理由に退所させることはできない、適切に対応したい」と厚労省審議官が回答しています。

◆単独補助

- ・自治体の単独補助を見直す動きが起こっていますが、未定の自治体も多く、今後の動向を注視する必要があります。

- ・公定価格の提示が2月と大きくずれ込んだため、自治体も対応に苦労している状況があります。これまで自治体が単独補助分として保育にあててきた予算を維持継続できるように、園長会など地域の保育

関係者がまとまって、自治体への要望や懇談を行ない、知恵をしぼる必要があります。

◆保育料

- ・新制度施行のタイミングで、保育料値上げの動きもあります。現行保育料を短時間保育料にして標準時間の場合は3000円上げるとしたのは、犬山市です。山形市では、値上げの提案に対して保護者の反対運動がおこり、値上げ幅を検討し直しました。

- ・一方で、保育料無料化の動きもあります。第1子が18歳以下の場合の第3子の保育料無料化(京都府)、市内在住の3～5歳児の保育料無料化(兵庫・南あわじ市)などです。

- ・新制度では、国が1号・2号・3号認定の保育料基準額を設定しています。2・3号認定では公定価格の全額を徴収できるような設定になっていますが、1号認定では最高額でも公定価格の半額程度に抑えられています。高すぎる保護者負担の改善を国に求めていく必要があります。

◆育休中の扱い

- ・育休中の上の子どもが3歳未満児の場合は退園という取扱いが示されている自治体がありました(所沢市、本庄市、犬山市)。

- ・所沢市は、4月から上記の対応とすることを直前に明らかにしました。4月以降に育休を取得する予定の保護者は、集会を開いたり市に電話等で要望をするなど対応の見直しを求めてとりにくんでいます。

◆保育士不足

- ・保育士不足もさらに深刻になっています。「採用試験を設定しても応募すらない」「ハローワークで募集すると、人材派遣会社から電話が来る」など、各地で四苦八苦している状況を出しあいました。

- ・処遇改善の加算も決して十分ではなく、現在の保育士不足を解決するためには、大幅な処遇改善を可能にする公定価格の改善しかありません。

※他の自治体状況を聞く中で、自分の自治体での課題が明らかになるなど、交流し合いながら学ぶの重要性が増しています。

保育をめぐる情勢

●年度末、通知等 相次ぐ!

新制度実施直前の3月末に、通知やFAQ更新、府省令の公布等が相次ぎました。自治体の担当窓口でも把握しきれない場合もありますので、注意が必要です。

◆FAQ第8版～休日保育の取り扱い

3月27日に、公定価格のFAQと自治体向けFAQの第8版がだされました。新制度はスタートしましたが、次々とどう対応していいのかわからない問題が出てきており、今後さらに版を重ねる可能性もあります。

<休日保育の取り扱い>

FAQによれば「新制度では休日保育も給付内容として含む（休日保育加算）ため、休日保育を利用した場合でも保育料は徴収できない」とされています。ただし、「保育認定をうけた事由とは異なる事由で休日保育を利用する場合は一時預かり扱いになり、利用料を徴収できる」とも書かれています。

現状では、休日保育は多くの地域でセンター園方式で実施されています。しかし、今回のFAQでは、そうした現状とは関係なく、それぞれの園で、休日の保育を必要とする子どもがいる場合は保育を実施することが前提とされているようです。センター園の場合、自園の子どもの場合は、休日保育加算で対応できるとしても、他園の子どもの場合、保育した場合人件費等の経費はどうまかなうのか？ また、子ども・子育て支援事業である一時預かりを、休日保育と一緒にあつかえるのか？ 費用徴収のあるなしが混在し保護者にとっても施設側にとっても複雑になるのではないかと。等々、疑問が山積みです。

(FAQの該当部分は同封資料に掲載)。

◆処遇改善等加算についての通知 ～キャリアパス要件についても示す

3月31日付で、通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」が出されました。1月23日の

自治体説明会で提示された内容をうけて、正式に通知として出されたものです。

処遇改善等加算は、基礎分の加算率に、賃金改善要件分の加算率を上乗せしていますが、賃金改善要件分の加算率は職員の平均勤続年数が11年以上の場合4%、11年未満の場合3%となりました。賃金改善要件加算のうち、キャリアパス要件を満たさないと1%は減になります。

この通知では、これらの賃金改善要件やキャリアパス要件の内容、申請の書式等が示されています。「キャリアパス要件分については、別紙様式3の「キャリアパス要件届出書」を都道府県に提出していることをもって要件に適合したものとすること」とされています。この届出書を提出しておけば、変更がない限り次年度は提出を省略できるとされています(5ページ)。この取り扱いが今後いつまで継続するかわかりませんが、当面はこう言った対応で要件を満たすこととなります。

加算率の認定にあたっては、市町村が取りまとめて都道府県が認定するしくみになっています。市町村と連絡を取り、確認・申請しましょう。

◆保育士確保が難しければ規制緩和?

3月19日付で、厚労省より「保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応について」とする事務連絡が出されました。

本来は保育所では保育士は必ず2名を下回ってはいけないことになっていますが、保育士の確保が難しい場合は、今年度中は保育士1名でもいい、とする内容です。なし崩し的に、規制緩和がすすめられようとしています。

しかも、「事務連絡」は、「通知」よりも低い位置づけです(※「通知」は技術的助言と言われている)。子どもの命にかかわる基準を緩和するような内容を、事務連絡として出してそれで終わり、というような対応で済ませていいのでしょうか。

保育士不足は深刻です。保育士が確保できず子どもを預かれない、というような状況もうまれています。解決のためには、基準の緩和ではなく、抜本的

な処遇改善や配置基準改善が必要です。

園長会など、地域でまとまって声をあげていくことが求められています。

●社会福祉法人「改革」法案、国会に上程される(4/3)

社会福祉法の一部改正案が、4月3日に閣議決定され、同日国会に上程されました。今後、連休明け以降に、審議に入る模様です(概要・要綱を同封の資料集に掲載)。

◆社会福祉法人「改革」～このまま進んで大丈夫なのか？

社会福祉法人「改革」として提案されているのは①経営管理委体制の強化と透明性確保(評議員設置の義務化・権限の明確化、会計資料等の公表)、②地域公益事業の義務化(公的な補助等の対象にならない公益活動を義務化)、③内部留保の再投資 等です。

保育分野のように、施設数が少ない法人・一法人一施設の法人が多いという状況の中では、評議員会の設置や責任の強化は負担が重い課題です。また、地域公益事業等、制度になっていない事業を開拓していくことも必要ですが、強制的に義務化されるものでもありませんし、必要な福祉事業は公的な責任のもとで実施されるべきでしょう。

このように、このまま法案が成立していったら大丈夫なのか、という不安はぬぐいきれません。

◆団体署名で声を届けよう

この問題については、全保連や障全協・福保労等の団体とつくる実行員会に参加し、昨年12月に学習会、2月には国会内で学習と要請行動を行ってきました。ひきつづき、実行委員会として、この問題を広く伝えながら、国会に声を届けていくために、団体署名にとりくみます。署名は、国会要請行動(5/12)で、国会に届けますので、署名への協力をお願いします(同封の署名用紙参照)。会員園のほか、近隣の法人や園等にもこの問題を伝え団体署名への協力を呼びかけてくださるよう、お願いします。

●介護と保育の資格を統合？～厚労省が検討開始

厚生労働省が、人材確保をねらって、介護と保育の資格一本化の検討を始めた、と新聞にて報道されました(同封資料集参照)。

人材確保は急務ですが、それぞれの分野の個別性・専門性もある中で、単純に資格の一本化や施設の統合を進めることには問題があります。

●新制度は完成された制度ではない！

全保連が見解発表(3/31)

全国保育団体連絡会は、3月末に、見解『「子ども・子育て支援新制度」の実施にあたって すべての子どもの権利保障と保育の拡充のためにいま必要なこと』を発表しました。

新制度は成立の過程で、保育関係者の運動や政治的な駆け引き等の影響を受けて、当初案とは違う形になってきたため、大変複雑な仕組みになっています。まず、この仕組みを理解することが重要であるため、問題点をしぼり内容と改善点を解説しています。そして、新制度は完成された制度ではなく、施行後も改善を求めて運動をしていくことが重要であることを強調しています。

保育の歴史を振り返れば、保育を必要とする保護者や地域の要望が、ポストの数ほど保育所をつくらせてきました。その中で、乳児保育や障害児保育、給食の充実などをかちとり、全国的にも普及させてきました。多くの民間保育園は、そういった歴史の中で生まれ、今に続いています。新制度が実施されたとはいえ、問題・課題はこれからさらに明らかになってきます。あらためて、新制度の内容や問題点を学び、改善につなげよう、という意識的な取り組みが重要です。職員や保護者、地域の保育関係者と、この見解をつかい学習・論議を行っていきましょう。

労務管理Q&A

社会保険労務士・松田康子（第一経理）

Q：
法律で年次有給休暇を職員に取得させるようになると聞きましたがどうなるのでしょうか。

A：
労働基準法の改正が決まったときは、年次有給休暇の 5 日について取得させなければならなくなります。

あっという間に桜の季節が終わって、新緑のまぶしい季節になってきました。入園式を終え、これから決算を控えて、皆さんお忙しい日々を送られていることと思います。

先日、労働政策審議会からの答申を受けて、厚生労働省は労働基準法の改正案を作成し、4月3日に国会に提出しました。今回は、その改正案の中から気になる内容についてお伝えしたいと思います。

労働基準法を改正する目的は、長時間労働を抑制するとともに、労働者がその健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備することとされています。

改正案の具体的な内容としては、

1. 中小企業の割増賃金の率の猶予措置を廃止することになります。

平成 22 年 4 月の労働基準法が改正・施行されたときに、1 か月の法定労働時間外が 60 時間を超えた場合には 5 割以上の割増賃金の支払いが必要と定められましたが、中小

企業については、経営に与える影響が多いということで、これまでその適用が猶予されてきました。今回は、平成 31 年 4 月よりその猶予を廃止し、中小企業も 5 割以上の割増賃金を支払う方向で改正がすすめられています。

2. 企業に対する職員の年次有給 年 5 日の消化が義務付けられます。

厚生労働省の 2013 年度の調査で、有給取得率は 48.8%と 5 割以下に留まっています。政府は、2020 年までに有給休暇の取得率を 70%までに引き上げようとしています。しかし、この目標を達成するためには、これから 5 年間で 20%以上、有給消化率を上げなければなりません。

今回の改正案では、「使用者は、年次有給休暇の日数が 10 日以上労働者に対し、年次有給休暇のうち 5 日については、年次有給休暇の付与後、1 年以内の期間に時季を定めることにより与えなければならないものとする。」としていて、法人に対して職員が有給休暇をいつ取得するのか時季の指定をすることを義務付けしています。この対象を年 10 日以上年次有給休暇が与えられる職員にしているため、フルタイムで働く人は全員対象になります。一方で、パートさんについては、もともと働く時間が短いため、比例付与で有給が与えられていることと思います。ですので、10 日を満たすのは、週 4 日の場合、3 年半以上働く職員が該当してくることになります。

5 日も法人から有給を取りなさいと言わなければならないのかと思うと気が重くなりそうですが、この改正案には、ただし書きがあります。

それには、「労働者の時季指定または計画的付与制度により年次有給休暇を与えた場

合は当該与えた日数分については、使用者は時季を定めることにより与えることを要しないものとする。」としています。つまり、職員が自ら取得した日数分と法人の方で計画的付与により有給を取得した日数分については、この5日間に含めることができるというものです。

例えば、職員が自ら3日の有給休暇を取得したら、法人の指定義務は2日分になるといった具合です。

改正案は、これから国会で審議される内容ですが、中小企業に対して、月60時間超の法定労働時間外に対しての割増率5割以上の扱いが適用される方向になり、併せて労働者の健康を確保するために、過重労働対策がより一層強化されることとなります。

特に有給取得の義務化について、有給休暇を取得させていくことは、なかなか難しいかと思いますが、改正案が国会で承認されると平成28年4月から施行となります。その時に慌てないように計画的付与を取り入れるなど、今から具体的な対策を考える必要があるでしょう。また、有給を取得できる職場になれば、職員がいい保育をすることに結びつくのではないのでしょうか。

簡単なことではありませんが、この機会に考えていただければと思います。

各地のとくみ・動き

●若い力で大成功！ 「ゆめかな40パーティ」

あいち保育共同連合会・平松知子

愛知県下35か園が集まる「愛知小規模保育所連合会」は、1974年の設立から40年の節目を迎えた今年度、「あいち保育共同連合会」と改名をしました。あわせて新制度実施という歴史的なこの節目に、今一度自分たちの組織を見つめ直し、新しい一歩を出せるような元気な企画をみんなでやろう！そんな気持ちで、記念企画「ゆめかな40パーティ」（2015年2月7日）を成功させました。



当日までの実行委員会には、各法人・各職場からさまざまな年齢層の職員が集まってきてくれました。出席率も大変高く、毎回50~60人の大所帯となりましたが、特に若い職員たちの声が会を動かしてくれました。そうです、今回の企画は間違いなくこれからの愛知の保育運動を切り開く『若者たち』の主体的な「こんな企画にしよう」でつくられたものでした。現場の職員が、すごく頑張っているけれど元気がないのでは？真面目ゆえにやらなくてとは頑張るばかりで、夢を語れる場が少ないかもしれない。そんな、園長たちの心配もあって、今回はとにかく職員たちが「やってよかった」と思える取り組みにしたいという願いもありました。

ふたを開けてみると、楽しい実行委員会の雰囲気の中で、次々に職員たちの声が集まってきました。

「正直、どんな法人や園があるのかよく知らないの



当 面の課題

●それぞれの地域で、自治体の状況をつかみましよう & 他の自治体状況との比較も重要です

* 単独補助や自治体ごとの状況を把握しよう

なるべく園長会等、地域全体で確認・共有しましょう。園長会の役割は重要です。

* 他の自治体の状況と比較・交流しよう

自分の自治体ではあたりまえでも、他の自治体と比べたら問題点が明らかになるかもしれません。交流自体が学習の第一歩になりますので、交流しつつ新制度の課題を共有していきましょう。

●保護者や職員、法人理事会等に、継続的に新制度の内容・課題を伝えましよう

新制度はスタートしましたが、それで終わりではなく、むしろ、ここからどのように改善させていくか、新たな段階に入っています。

そこで、保護者や職員・理事会等に、新制度の内容や課題を、継続的に伝えていきましょう。ものすごく複雑な制度であるため、2~3回聞いたくらいでは、理解できないのが新制度です。しかし、理解しつつ改善させていかなければ、同じ地域の子どもたちに平等に乳幼児期の育ちを保障することができません。

これからの改善運動をみすえて、法人・園での学習を、細くても長く位置付けていきましょう。

●自治体での動きをおしえてください!

新制度施行後の各地の状況について、お知らせください。

合研うまれの経営懇の合研コーナー みんなで広げよう 合研の輪

第47回全国保育団体合同研究集会(合研集会)は8月1~3日に東京で開催されます。

●合研の特徴...

合研は、「行つてつらいつつやら」では終わらない、一緒に行つて、しゃべつて考えて交流する参加型研究集会です。しかも、保護者も一緒に参加できる貴重な研修です。園運営や保護者との関係づくり、職員集団づくりに、活用しない手はありません!

●新制度施行の年...

情勢を的確にとらえるためにも、職員・保護者と一緒に合研へGo!

<同封資料~ご確認ください>

- ①第18回総会のご案内
- ②資料集(通知・事務連絡、FAQ 抜粋、社会福祉法改正案の概要・要綱)
- ③団体署名のお願い・署名用紙
- ④全保連見解

2015年度経営懇セミナー日程

●夏季セミナー

9月6~7日(日~月)
ホテルエミシア札幌(札幌市)

●主任セミナー

11月12~13日(木~金)
ホテル松島大観荘(宮城・松島町)

●経営研究セミナー

2016年1月11~13日(月~水)
神戸ベイシェラトン(兵庫・神戸市)